

## 北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（修正案）

## I 条例制定の背景及び目的

いじめは、人間として決して許されないことであり、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消（以下「いじめの防止等」という。）に努めている。

しかしながら、いじめが背景事情として認められる子どもの自殺事案が全国的に発生していることや、道内においても、いじめの認知件数が年間3,000件を超えていることなど、極めて憂慮すべき状況が続いている。

このため、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の内容及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での議論、地域別説明会での意見聴取等を踏まえ、本道におけるいじめの根絶に向けた社会全体の機運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進めることを目的に、北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）を制定することとする。

## II 条文化に当たっての基本的な方針

道の施策の成果や課題、検討委員会での議論、法の趣旨・内容等を踏まえ、次のような規定を整備する。

- ① 法で道に義務が課せられている事項を適切に実施するための規定
- ② 法で道に努力義務が課せられている事項を確実かつ適切に実施するための規定
- ③ 本道のいじめ防止等の対策の成果や課題を踏まえた独自の規定
- ④ 本道のいじめ防止等の対策に係る重要事項や、法で市町村や市町村が設置する学校に義務又は努力義務が課せられている事項等が、地域の実態に応じて適切に実施されるよう、道の指導、助言又は援助に関する規定

## III 条文に盛り込むべき事項

\* 下線部は、道独自の規定

## 1 総則

## (1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるため、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進すること。

## (2) 用語の定義

- ① 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
- ② 「学校」とは、道内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- ③ 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒
- ④ 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

## (3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- ① いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

- ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けている児童生徒に非はないという立場に立つとともに緊張感を持ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すこと。

(4) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならないこと。

(5) 関係者の責務や役割

① 道の責務

基本理念にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、実施すること。

② 学校の設置者の責務

基本理念にのっとり、設置する学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずること。

③ 学校及び学校の教職員の責務

基本理念にのっとり、

- ・児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処すること。【波線部：衆議院附帯決議】
- ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを認識し、一人一人の児童生徒理解に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行うこと。

④ 保護者の責務

- ・子の教育について第一義的責任を有し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うよう努めること。
- ・子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護すること。
- ・道、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。
- ・上記の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならないこと。

⑤ 道民・事業者の役割

- ・地域において児童生徒と触れあう機会を大切にし、地域ぐるみで児童生徒を見守り、地域が連携協力して児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めること。
- ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報するよう努めること。

(6) 学校法人、国立大学法人及び学校設置会社との連携等

道は、学校法人、国立大学法人及び学校設置会社に対し、法及びこの条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について必要な情報提供及び要請を行うこと。

(7) 国との連携等

道は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。

**2 いじめ防止基本方針等**

(1) いじめ防止基本方針

- ① 道は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めること。【努力規定→義務規定】
- ② いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めること。
- ・いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - ・いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - ・その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- ③ 道は、いじめ防止基本方針を定めるに当たり、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずること。
- ④ 道は、いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく公表すること。

- ⑤ 道は、市町村が基本的な方針を適切に定めることができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- (2) 学校いじめ防止基本方針
- ① 学校は、その学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること。
- ② 学校は、いじめ防止基本方針を保護者や地域住民へ遅滞なく公表し、理解と協力を得るよう努めること。
- ③ 道は、市町村が設置する学校が学校いじめ防止基本方針を適切に定め、保護者や地域住民に遅滞なく公表し、理解と協力を得ることができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- (3) いじめ問題対策連絡協議会
- ① 道は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、第三者の参画を得つつ、いじめ問題対策連絡協議会を設置すること。【努力規定→義務規定】【波線部：衆議院・参議院附帯決議】
- ② 道は、いじめ問題対策連絡協議会と市町村教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずること。
- ③ 道は、市町村がいじめ問題対策連絡協議会を置く場合には、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

### 3 基本的施策

- (1) 学校におけるいじめの防止
- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進すること。
- ② いじめを防止するため、児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進すること。
- ③ 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行うこと。
- ④ 道は、市町村及びその設置する学校が、いじめの防止等の取組を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- (2) いじめの早期発見のための措置
- ① 設置者及びその設置する学校は、いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずること。【波線部：参議院附帯決議】
- ② 道及び市町村は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずること。
- ③ 設置者及びその設置する学校は、いじめに係る相談体制を整備すること。
- ④ 設置者及びその設置する学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた児童生徒の権利等が擁護されるよう配慮すること。
- ⑤ 道は、市町村及びその設置する学校が、いじめの早期発見のための措置を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- (3) 関係機関等との連携等
- ① 道は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制を整備すること。【努力規定→義務規定】
- ② 道は、市町村が、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する場合には、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- ① 道及び市町村は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、

研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずること。

② 設置者及びその設置する学校は、教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うこと。

③ 道は、市町村及びその設置する学校が、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

① 設置者及びその設置する学校は、児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、啓発活動を行うこと。

② 道及び市町村は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する関係機関又は関係団体の取組への支援など、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努めること。

③ 道は、市町村及びその設置する学校が、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

① 道及び市町村は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及すること。

② 道は、市町村が上記の調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及することが適切にできるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(7) 啓発活動

① 道及び市町村は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

② 道は、市町村が、必要な広報その他の啓発活動を行うことが適切にできるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(8) 財政上の措置等

道は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 4 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこと。

② 道は、市町村が設置する学校がいじめの防止等の対策のための組織を適切に置くことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(2) いじめに対する措置

① 児童生徒からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとること。

② 学校は、いじめの通報を受けたときなど児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を設置者に報告すること。

③ 学校は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て継続的に対応すること。

・いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援【波線部：衆議院附帯決議】

・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言

④ 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒等が安心し

て教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること。

- ⑤ 学校は、いじめに関係した児童生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずること。
- ⑥ 学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めること。
- ⑦ 道は、市町村及びその設置する学校が、いじめに対する措置を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(3) 学校の設置者による措置

- ① 設置者は、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援や指示、又は必要な調査を行うこと。
- ② 道は、市町村が、学校に対し必要な支援や指示、又は必要な調査を行うことが適切にできるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(4) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒への懲戒を加えること。

(5) 出席停止制度の適切な運用等

道は、市町村の教育委員会が、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

道は、市町村、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても適切な対応を行うため、学校相互間の連携協力体制を整備すること。

(7) 学校間の引継ぎ

道は、市町村、学校法人等と連携し、指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際し、個人情報の取扱いに十分留意しながら、学校間の引継ぎが適切に行われるよう、必要な措置を講ずること。

(8) 大学等との連携

- ① 道は、大学や民間団体等と連携し、教職員研修の充実や共同研究等に取り組むとともに、道内外の先進的な取組に係る情報収集を行うこと。
- ② 道は、大学において行われる教員の養成に対して、大学の求めに応じて協力するとともに、必要な要請を行うこと。
- ③ 道は、大学や民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を促進すること。

(9) 点検・評価の実施及び不断の見直し

- ① 道は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行うこと。
- ② 道は、市町村が当該市町村のいじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表することが適切にできるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

5 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校による対処

- ① 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施すること。
  - ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると

認めるとき。

- ② 道及び市町村又はその設置する学校は、①の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ること。
- ③ 学校の設置者又はその設置する学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供すること。
- ④ 学校の設置者はその設置する学校が①の調査を行う場合は、必要な指導及び支援を行うこと。
- ⑤ 道は、市町村及びその設置する学校が、重大事態への対処を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。
- ⑥ 道は、市町村が設置する学校の重大事態について必要があるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市町村と緊密に連携を図り、必要な調査を行うこと。

## (2) 公立の学校に係る対処

- ① 道が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会を通じて知事へ報告すること。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、(1)の①による調査の結果について調査を行うことができること。【波線部：衆議院・参議院附帯決議】
- ③ 知事は、②の調査の結果を議会に報告すること。
- ④ 知事及び北海道教育委員会は、②の調査の結果を踏まえ、重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずること。
- ⑤ 道は、市町村及び市町村が設置する学校が前5項の道の取組を参考にして、重大事態への対処を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

## (3) 私立の学校に係る対処

- ① 学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、知事へ報告すること。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、調査を行うことができること。【波線部：衆議院・参議院附帯決議】
- ③ 知事は、②の調査の結果を踏まえ、学校法人又はその設置する学校が重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずること。
- ④ 前2項の規定は、知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならないこと。

## 6 雑則

### (1) 学校評価等における留意事項

- ① 道は、いじめの事実が隠蔽されること等がないよう、学校の評価において、いじめの防止等の取組について適正に評価が行われるために必要な措置を講ずること。
- ② 道は、いじめの事実が隠蔽されること等がないよう、教職員の評価において、いじめの防止等の取組について適正に評価が行われるために必要な措置を講ずること。
- ③ 道は、市町村が学校及び教職員の評価を適切に行うことができるよう、市町村と緊密に連携を図り、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

※ 今後、具体の条文化に当たって、道庁法制文書課の条文審査を受ける過程において、法制的な観点から個別の条文及び文言が変更になる場合がある。